平成２８年（フ）第２５４号
兵庫県伊丹市池尻２丁目369番地１　ロワール21　201号、営業所所在地兵庫県伊丹市寺本４丁目39号
破産者　アトム電器伊丹野間店こと　田中　裕也
1　決定年月日　平成29年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第２８４号
兵庫県川西市錦松台14番10号
破産者　岡下　文弘
1　決定年月日　平成29年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第７４０号
北九州市八幡西区楠橋南３丁目18番１号
破産者　末田　貴則
1　決定年月日　平成29年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第４１号
福岡県遠賀郡岡垣町旭南13番５号
破産者　今西　裕子
1　決定年月日　平成29年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第３１６号
熊本県合志市須屋2758番地15、開始決定時の住所熊本県合志市幾久富1647番地133
破産者　長塩　浩司
1　決定年月日　平成29年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第３７７号
熊本県菊池郡菊陽町杉並台１丁目７番10―201号　ハイムレトア、前住所熊本県菊池郡菊陽町沖野４丁目18番48号
破産者　成房　史浩
1　決定年月日　平成29年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第５０号
大分県中津市大字是則1181番地23
破産者　植田　洋二
1　決定年月日　平成29年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

平成２８年（フ）第３１５号
沖縄県那覇市高良２丁目13番63―204号　アカギコーポ
破産者　大城　京子
成年後見人　大城　博
1　決定年月日　平成29年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第３２５号
沖縄県那覇市田原２丁目10番地８　メゾンカマドウ202
破産者　山田　賢治
1　決定年月日　平成29年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第３２７号
沖縄県那覇市赤嶺１丁目10番地２　ロイヤルハイツＴＯＭＡ　Ａ－３
破産者　上原　正一
1　決定年月日　平成29年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第１１４号
青森県三戸郡田子町大字田子字野々上平78番地の７、前住所青森県三戸郡田子町大字原字原28番地の１
破産者　平山　郁子
1　決定年月日　平成29年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２８年（フ）第１４２号
青森県八戸市下長６丁目11番５号
破産者　西村　千春
1　決定年月日　平成29年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２８年（フ）第３４３号
茨城県笠間市東平１丁目９番15号
破産者　鈴木　靖
1　決定年月日　平成29年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第２０号
兵庫県芦屋市岩園町17番12号　Ｂ－３
破産者　村本　博
1　決定年月日　平成29年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第８９０号
広島県東広島市西条町田口180番地９
破産者　石田　裕治
1　決定年月日　平成29年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１３６号
香川県高松市福岡町４丁目22番11号
破産者　岩村　毅
1　決定年月日　平成29年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２３５号
愛媛県松山市居相１丁目９番21号
破産者　岡本　智香
1　決定年月日　平成29年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３１９号
愛媛県松山市祇園町３番34号
破産者　関家　圭一
1　決定年月日　平成29年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３７２号
愛媛県松山市東石井２丁目23番15号　借家５号
破産者　菅　哲彦
1　決定年月日　平成29年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部